

# 指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正等について

## 1 条例一部改正の理由

国の基準省令（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等）の一部改正に伴い、以下の県の条例を改正したものである。

<県条例>

- ・指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- ・指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

## 2 改正の概要

全国的に施設従事者による障害者虐待の件数が増加傾向にある中で、国の基準省令において、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等の努力義務として規定されている虐待防止等措置が、令和4年4月1日から義務化されることに伴い、条例においても虐待防止等措置を義務化したものである。

## 3 新旧対照表

新	旧
(指定障害福祉サービスの事業に係る一般原則) 第三条 1～2 略 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。	(指定障害福祉サービスの事業に係る一般原則) 第三条 1～2 略 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

※指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例においても改正内容は同じ

## 4 条例公布日

令和3年12月17日

## 5 条例施行日

令和4年4月1日

## 6 国の基準省令における運営基準の改正

今回の基準省令の改正において、県条例が準用する運営基準に虐待防止等措置が新たに創設されている。

### (1) 指定障害福祉サービス等事業

基準省令第40条の2

指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - 二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
  - 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。
- ※ その他サービスについても基準省令第40条の2を準用

### (2) 指定障害児通所支援事業等

基準省令第45条第2項

指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - 二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
  - 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。
- ※ その他サービスについても基準省令第45条2項を準用

なお、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項及び減算要件として追加された内容は、2021年10月8日開催の第一回本協議会でご説明した内容のとおり。